

山口県報

平成20年
8月8日
(金曜日)

目 次

規則
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然保護課)……………一

告示
保安林の指定(森林整備課)……………二

公告
障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定(障害者支援課)……………三
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………六
土地改良区役員届出(農村整備課)……………六
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………六
土地改良事業の完了届出(農村整備課)……………六



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十

三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第五十六条」の下に、「(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。))第九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

第十四条中「第六十一条第四項」の下に、「(鳥獣被害防止特措法第九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」を加える。

別記第十一号様式の(表)中「

放鳥獣猟区の区域の登録の有無
対象鳥獣の種類
であるかどうか
の別

放鳥獣猟区の区域の登録の有無
対象鳥獣の種類
であるかどうか
の別

」を

に改め、同様式の裏中

放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
対象鳥獣の種類	
であるかどうか	
の別	

職 業 分 類	専門的、技術的職業従事者 販売従事者 運輸・通信従事者 保安職業従事者	管理的職業従事者 農林業作業者 技能工、生産工程作業者 サービスマン職業従事者	事務従事者 採鉱・採石作業者 単知労働者 分類不能の職業 無職
---------	--	--	---

職 業 分 類	専門的、技術的職業従事者 販売従事者 運輸・通信従事者 保安職業従事者	管理的職業従事者 農林業作業者 技能工、生産工程作業者 サービスマン職業従事者	事務従事者 採鉱・採石作業者 単知労働者 分類不能の職業 無職
---------	--	--	---

改め、回覧式の添付書類に次のものを添付する。

- 申請者が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）であるときは、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項の証明書
- 添付書類十一号様式の注に次のものを添付する。
- 申請者が対象鳥獣捕獲員であるときは、「備考」欄にその旨及び所属市町村を記入すること。

添付書類十三号様式を付

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件
対象鳥獣捕獲員となつた又は対象鳥獣捕獲員でなくなつた所属市町村

この規則は、公布の日から施行する。

を

に



山口県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年八月八日

山口県知事 二井 関 成

- 保安林の所在場所
萩市大字佐々並字大山一八二二の二〇から一八二二の二三まで
 - 指定の目的
水源のかん養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

保安林の所在場所

下関市豊田町大字李路字大場山六八三の二、七三三の一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字李路字大場山六八三の二・七三三の一(以上二筆について

次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の所在場所

下関市大字井田字川頭四二三の三六(次の図に示す部分に限る。)

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(三二九) 障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者の指定をしました。

平成二十年八月八日

山口県知事 二井 関成

指定相談支援事業者 の主たる事務所 の所在地	相談支援事業 所	所在地	指定年月日
有限会社ゴール デン・エイジ・ サービス 下関市武久町一 丁目三九番六号	ゴールデンエイ ジ相談支援事業 所	下関市武久町一 丁目三九番六号	平成一八、 一〇、 一
社会福祉法人下 関市社会福祉協 議会 丁目四番一号	下関市障害者生 活支援センター	丁目一番四三号	"
社会福祉法人下 関市社会福祉事 業団 二六番一〇二号	下関市こども発 達センター	二六番一〇二号	"
社会福祉法人菊 水会 字下岡枝一〇六 四	下関市菊川障害 者生活支援セン ター	字下岡枝一〇六 四	"
社会福祉法人下 関市民生事業助 成会 野二五〇	なごみの里	野二五〇	"
特定非営利活動 法人らいと 医療法人光の会 〇 字黒井九七の五	特定非営利活動 法人らいと 支援センター一 歩社	一丁目一番五号 二丁目吉永六二七の 二	平成一九、 一五、 一
医療法人社団あ ずま会 八番一八号	地域活動支援セ ンターひえだ	八番一八号	"
社会福祉法人開 成会 町三四五の一	王司山田園	町三四五の一	"
社会福祉法人豊 心福祉会 字滝部三七六二	はまゆう園相談 室	字滝部三九七の 一	平成二〇、 四、 "

社会福祉法人神原苑	宇部市神原町二丁目四六〇六の一	神原苑在宅介護支援センター	宇部市神原町二丁目一番二二	平成一〇、八	社会福祉法人防府市社会福祉事業団	二番二号	社会福祉法人防府市社会福祉事業団	二番二号	平成一〇、八
社会福祉法人扶老会	八三三の三	生活支援センターふなぎ	八三三の二二	社会福祉法人緑風会	岩国市由宇町九八〇の一	下松市生野屋南苑	一丁目二番一	下松市生野屋南苑	一丁目七番一
社会福祉法人南風荘	三丁目四六三九の三	宇部市障害者生活支援センターびあ南風	五番二一	社会福祉法人緑風会	岩国市由宇町九八〇の一	緑風園障害者生活支援センター	八〇の一	岩国市由宇町九八〇の一	八〇の一
社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	丁目四番二〇号	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	丁目四番二〇号	社会福祉法人ピエリ	目二番五二	地域生活支援センタートライアングル	目二番五二	目二番五二	目二番五二
社会福祉法人光栄会	波二二三	光栄会総合相談支援センターぶりずむ	目二番五二	社会福祉法人美和福祉会	見二五三八	障害者地域生活支援センターグレス	見五六五の一	見五六五の一	見五六五の一
特定非営利活動法人きょう・生	丁目二番一〇号	自立生活センター宇部	丁目二番五	山会	八八七	障害者支援センターリフレ	八八七	八八七	八八七
合同会社サポートセンターびっこ	あ五丁目一六番二	サポートセンターびっこ	あ五丁目一六番二	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	七丁目一番二	岩国市障害者サービスセンター	目二番二〇	目二番二〇	目二番二〇
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会	山口市緑町二番一	済生会山口地域ケアセンターやまぐち障害者生活支援センターなでしこ	山口市朝倉町四番五五	社会福祉法人光葉会	三丁目一番七四	障害者地域支援センターしらか	目二番二〇	目二番二〇	目二番二〇
社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	地域活動支援センターやまぐち	三三七の二	社会福祉法人久会	長門市油谷久富四五	知的障害者へ入所更生施設あけぼの園	長門市油谷久富四五	長門市油谷久富四五	長門市油谷久富四五
特定非営利活動法人アス・ライフト	山口市大市町三番二	相談支援センターアス・ライフト	大市町三番二	医療法人恵愛会	柳井市柳井一九〇の一	柳井市柳井一九〇の一	柳井市柳井一九〇の一	柳井市柳井一九〇の一	柳井市柳井一九〇の一
社会福祉法人ひらきの里	四三	相談支援事業ひらきの里	五〇	社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町上四〇一七の一	美祢市於福町上四〇一七の一	美祢市於福町上四〇一七の一	美祢市於福町上四〇一七の一	美祢市於福町上四〇一七の一
社会福祉法人ほのおの木会	三三九の三	鳴滝園エールセンター	二八七の一	医療法人愛命会	光市島田五丁目三番一	地域生活支援センターウイング	周南市泉原町一〇番一	周南市泉原町一〇番一	周南市泉原町一〇番一
社会福祉法人霞峯会	萩市大字須佐四八六の四	しんわ苑	萩市大字須佐四八六の四	社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	周南市大字久米七五二の四	総合相談支援センターばれつ	七五二の四	七五二の四	七五二の四
社会福祉法人ふたば園	三三三三八五二の一	萩市障害者生活支援センターすほつとすぱーす	江向五一〇	社会福祉法人山口県社会福祉事業団	山口市大手町九番六	相談支援事業山口県たちばな園	大島郡周防大島町大字油良一〇二〇	大島郡周防大島町大字油良一〇二〇	大島郡周防大島町大字油良一〇二〇
社会福祉法人防府市社会福祉事業団	防府市鞠生町一二番二	防府市障害者生活支援センター	防府市鞠生町一二番二	社会福祉法人城南学園	熊毛郡布施町大字川西一一四	地域生活支援センターたんぼぼ	熊毛郡布施町大字川西一一四	熊毛郡布施町大字川西一一四	熊毛郡布施町大字川西一一四
社会福祉法人蓬萊会	七九の四二	クローバーセンター	七九の四二	社会福祉法人阿武町社会福祉協議会	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一	阿武町総合相談センター	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一	阿武郡阿武町大字奈古三〇八一

(三三〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年八月八日から同年十二月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル防府店

所在地 防府市大字浜方一九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 永田 久男 代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 永田 久男 代表者の氏名

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津二丁目二番二号 永田 久男 代表者の氏名

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年三月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、七四一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一五七台

(二) 駐輪場の収容台数

三〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一三九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 株式会社トリアルカンパニー 開店時刻 午前零時 閉店時刻 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前三時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十年七月二十四日

(三三一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年八月八日から同年十二月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月八日

山口県知事 二井 関成

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トミーズタウン新下関

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

三 変更に係る事項の概要

アドバンテック株式会社 北九州市門司区柳町一丁目八番三〇号 白田 弘之 代表者の氏名

四 届出年月日

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所	四箇所

五 平成二十年七月二十三日
変更年月日
平成二十年七月二十四日

(三三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年三月二十五日山口県公告(一二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年八月八日から同年九月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下関大和店
所在地 下関市大和町二丁目一四の二

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(三三三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年八月八日

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
宇部市厚南際波土地改良区	理事	倉田 恒夫	宇部市大字際波二〇〇九
"	"	伊藤 英雄	"
"	"	辻畠 稔	"
"	"	油利 清和	"
"	"	"	一七五四
"	"	"	九八四
"	"	"	一二六七の三

山口県知事 二井 関成

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所	所
宇部市厚南際波土地改良区	理事	伊藤 英明	宇部市大字際波二二二の三	
"	"	倉田 恒夫	"	二〇〇九
"	"	伊藤 英雄	"	一七五四
"	"	辻畠 稔	"	九八四
"	"	油利 清和	"	一二六七の三
"	"	松田 助治	"	一三三七の四
"	"	大西 登	大字東須恵九〇一	
"	"	生田 京二	"	九八
"	"	迫田 慎哉	大字際波三八九	
"	"	山根 輝雄	"	二六三九の一
"	"	田村 保正	"	四二八の四
"	"	中本 智満	"	一五一四
"	監事	為近 勝美	"	一九八六の三
"	"	永岡 重美	"	二一三四の二
"	"	金次 義行	"	一二五九

(三三四) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年八月八日

山口県知事 二井 関成

柳井市土地改良区
土地改良事業者の名称又は氏名

水上田地区
ため池の整備
事業の名称

平成一九、五、三二
工事着手時期

平成二〇、七、二一
工事完了時期

平成二十年八月八日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）